

文化審議会著作権分科会国際小委員会ヒアリング  
インターネットにおける漫画侵害

株式会社集英社

【侵害態様】

- ① 動画投稿サイト：漫画のスライドショー、スキャンレーション（スキャン+トランスレーション）→複製権+翻訳権+公衆送信権の侵害

⇔RawManga（日本語のままの漫画）

[削除対応するサイト]

YouTube（米）（弊社調査で動画サイト侵害の9割以上）

Dailymotion（仏）、Veoh（米）、PandoraTV（韓国）KU6：酷6.com

[削除に応じないサイト]

Megavideo（香港）、YouKu：優酷網（中国）Tudou：土豆網（中国）

56.com（中国）RuTube（露）

- ②サーバ自前型

Mangastream（米 or カナダ）

Manhua.178.（中国）

Mangafox(米)

看漫画（中国）：会員制

漫遊動漫（中国）会員制に移行

【過去】「464.jp（ヨムヨドットジェーピー）」（日本）：2006年管理人逮捕

One-Manga（米）Raw-paradise（?）

CHUING（韓国）

- ③リンク型（データはオンラインストレージ、ホスティングサービスに）

Raw-Bunko（?）→Filesonic（有料あり）

Rawmangaland（PC→twitter）→MEGAUPLOAD Mediafire(原則無料)

日本にも多数。

- ④ファイル共有ソフト

Winny、Share(今年2件の逮捕例)、ParfectDark、Bit-trent

※③④の複合型

Hashdb.com（日本）→Winny、Share

漫画全巻トレントジップ（日本）、とれんと祭り（日本）→Bit-trent

- ⑤AppStore（Apple）他「アプリ」という侵害態様

a アプリに違法コンテンツを内蔵するもの。

B ビューワ（インターネット上の違法サイトをiPhone、iPad上で閲覧させる）

「看漫画」(中国 PC サイト「看漫画」)のビューワ

#### 【対策一様な試みと問題点】

##### ①違法な漫画データの検索

指紋認証システム：動画投稿サイトのみ

社員による目視検索、読者通報

(問題点) とにかく数が多く、コストと手間がかかる。

##### ② DMCA 準拠の削除通報 (DMCA Notice of Alleged Infringement,) またはプロバイダの削除フォームでの通報

(問題点) ② DMCA 準拠の削除は英語対応プロバイダのみ

中国、ロシアの動画投稿サイトは当該言語での削除要請または無視

##### ③ 刑事告発

韓国 CHUING 事件：初の海外違法サイト摘発成功例

(問題点) 米、中国などでは、民事も含め裁判のハードルが高い (コスト、準拠法等)。

→個人ではまず無理。企業でも限界がある。

サーバ所在地の管轄権と適用法令の問題

##### ④ 警告

(問題点) 海外サイトはまず無視される。

##### ⑤ 広報活動

●日米出版社約 40 社共同プレスリリース

●「週刊少年ジャンプ」2010 年 20 号 (4/19 発売)「読者の皆様へ」メッセージ。

→One-Manga Raw-paradise のデータ削除、閉鎖

(問題点) あくまで「お願い」であって、法的拘束力ない。

##### ⑥ AppStore(Apple)の問題点

●「削除」の公式な枠組みがない (削除窓口が公表されていない)

●配信前に権利侵害については一切審査しない

●クレームはベンダー (アプリの開発者) に転送するだけ

→ベンダーと権利者の直接交渉任せ

#### 【総合的な問題点】

① 現在の体制は、侵害対策の責任 (検索・削除・弁護士費用・訴訟費用等) をすべて権利者側に負わせている→二重の負担 (逸失利益と対策コスト)

② 「リンク」の違法性を問えない

DMCA、プロバイダ責任制限法、著作権法いずれにおいても違法性を問うのは難しい→プロバイダ、サイト管理者ともに対応しない

(侵害目的が明白なリンクサイトにも違法性、著作権侵害幫助は認められない)

(同様に AppStore「看漫画」もアプリケーションは中立だから違法性ないと主張)

③ ファイル共有ソフトはアクセスさえ危険